雇員又ハ傭人ニシテ戰死者若ハ戰傷(病)

死シタル者ノ例ニ

前項ノ身分及手當(給料)額ノ決定ニ關シテハ一般ノ囑託員

(二) 合祀関係

一四六二号陸軍次官梅津美治郎)スル件陸軍一般へ通牒(昭和十二年十二月六日陸密第軍事行動ニ参加シ為ニ死歿シタル者ノ身分取扱ニ関【二八】戦時又ハ事変ニ際シ軍人、軍属ニ非スシテ

戦時又ハ事績 秘

通牒加シ爲ニ死歿シタル者ノ身分取扱ニ關スル件陸軍一般へ加シ爲ニ死歿シタル者ノ身分取扱ニ關スル件陸軍一般へ戰時又ハ事變ニ際シ軍人、軍屬ニ非スシテ軍事行動ニ參

昭和十二年十二月六日 陸軍次官 梅 津 美 治 郎

二、前號ノ規定ニ依ル軍屬ノ身分ハ囑託員、雇員又ハ傭人トスー、死歿ノ日ニ於テ當該部隊ノ軍屬ト爲スモノトス得ルコトニ定メラルの、死シタル者ハ特ニ左記各號ノ取扱ヲ爲シニ戰死又ハ戰傷(病)死シタル者ハ特ニ左記各號ノ取扱ヲ爲シニ戦死又ハ戰傷(病)死シタル者ハ特ニ左記各號ノ取扱ヲ爲シ軍・軍事で動ニ參加シ爲、軍屬ニ非サル帝國臣民ニシテ戰地又戰時又ハ事變ニ際シ軍人、軍屬ニ非サル帝國臣民ニシテ戰地又

取扱ニ關シ之ヲ適用ス三、前各號ノ規定ハ昭和十二年七月七日以後ニ於ケル死歿者ノ

隊長ニ於テ特ニ愼重ナラシムヘキモノトス恩典トハ別途考慮スヘキモノトシ該合祀ニ關スル進達ハ各部『、本文ニ依リ軍屬ト爲リタル者ノ身分取扱ト靖國神社合祀ノ

日〕) 一月十三日第一回委員会決定)(「昭和13年1月13 【二九】合祀者資格審査上ノ参考事項(昭和十三年

(昭和十三年一月十三日第一回委員會決定)合祀者資格審査上ノ參考事項

ル者ニ限リ特別ヲ以テ合祀スカ爲戰死又ハ戰傷ヲ受ケ死歿シ其ノ情狀合祀ヲ適當ト認メター、滿洲國軍ニ雇傭中ノ帝國軍人ハ日本軍ノ隸下ニ於テ戰闘シ之

二限リ特別詮議ヲ以テ合祀ス一、軍屬ハ宣誓シタル者ニシテ眞ニ公務上ノ犠牲ト認メラルル者一、軍の宣誓シタル者ニシテ眞ニ公務上ノ犠牲ト認メラルル者

後日詮議トス「、昭和十二年陸密第一四六二號ニ依ル軍屬ノ取扱ニ付テハ之ヲ

方針(〔昭和13年1月〕) 靖国神社合祀者資格審査

四月靖國神社合祀者資格審査方針昭和十三年靖國神社合祀者資格審査方針

左記

左

記該

當

者

ヲ

合

祀ス

月十五日迄ノ間ニ戰死又ハ戰傷ノ爲死歿シタル軍人軍屬ニ、今回ノ支那事變ニ關シ昭和十二年七月七日ヨリ昭和十二年十日迄ノ間ニ戰死又ハ戰傷ノ爲死歿シタル軍人軍屬、滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ昭和十二年十月十五

方針(〔昭和13年7月1日〕) 【三一】昭和十三年十月 靖国神社合祀者資格審査

昭和十三年七月一日決定

1、軍人軍屬等ニシテ滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ昭十 月靖國神社合祀者資格審査方針

の自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病2、事變地 滿洲國(關東州ヲ除ク)、北支那ニ於テ流行病ニ罹リ又1、戰死又ハ戰傷ノ爲死歿シタル者1、戰死又ハ戰傷ノ爲死歿シタル者1、戰死又ハ戰傷ノ爲死歿シタル者 上年十月三十一日迄ノ間ニ於テ死歿シタル者左記ニ該當スルトキハ之ヲ合祀ス1、戰死又ハ戰傷ノ爲死歿シタル者及支那事變和十二年十月三十一日迄ノ間ニ於テ死歿シタル者及支那事變和人軍屬等ニシテ滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ昭軍人軍屬等ニシテ滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ昭軍人軍屬等ニシテ滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ昭軍人軍國等ニシテ滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ昭軍人軍

- ル者
 お、疾病ニ罹リ又ハ避クヘカラサル災厄ニ因リ死歿シタ若ハ疾病ニ罹リ又ハ避クヘカラサル災厄ニ因リ死歿シタ3、事變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲傷痍ヲ受ケニ罹リ之カ爲死歿シタル者
- ト認ムへキ者4、事變地ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情狀合祀ヲ至當4、事變地ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情狀合祀ヲ至當

月1日〕) (旧和13年7年日)) 合祀者資格審査上ノ参考事項(「昭和13年7年)

合祀者資格審査上ノ參考事項

二限リ特別詮議ヲ以テ合祀ス(軍屬ハ宣誓シタル者ニシテ眞ニ公務上ノ犠牲ト認メラルル者)

ル者ニ限リ特別詮議ヲ以テ合祀スカ爲戦死又ハ戰傷ヲ受ケ死歿シ其ノ情狀合祀ヲ適當ト認メタ滿洲國軍ニ雇傭中ノ帝國軍人ハ日本軍ノ隸下ニ於テ戰鬪シ之

以テ合祀ス

「召集セラレサル事變地居住ノ在郷軍人ハ所屬軍人會ノ命ニ依民日本軍隊ノ區處ヲ受ケテ行動シ之カ爲戰死又ハ戰傷ヲ受リ且日本軍隊ノ區處ヲ受ケテ行動シ之カ爲戰死又ハ戰傷ヲ受

別ヲ以テ合祀ス開スル公務ニ基因シ且敍勳ニ該當スヘキ功績アル者ニ限リ特別ヲ以テ合祀ス

通牒(昭和13年10月14日陸普第六三三一号)【三三】戦傷、戦病等ノ定義ニ関スル件陸軍一般へ

陸普第六三三一號

戦傷、戰病等ノ定義ニ關スル件陸軍一般へ通牒

昭和十三年十月十四日

陸軍省副官

國分新七郎

首題ノ件左記ノ通定メラレタルニ付依命通牒ス

立記

戦傷トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

例へハ銃創、砲創、爆傷、白兵創、介達彈創、瓦斯傷等の一、敵ノ使用シタル兵器ニ因り被リタル損傷

(ロ) 彼我直接ノ戰鬪手段ニ因ル外傷及不慮
(ロ) 彼我直接ノ戰鬪手段ニ因ル外傷、敵ノ投石又ハ敵トノ格鬪(四) で我直接ノ戰鬪手段ニ因ル外傷、敵ノ作爲シタル爆藥又ハ爆擊等ノ爲ニ因リ受ケタル外傷、敵ノ作爲シタル爆藥又ハ爆擊等ノ爲ニ因リ受ケタル外傷、敵ノ作爲シタル爆藥又ハ爆擊等ノ爲ノ沈沒ニ因ル解闘手段ニ因ル外傷及不慮

) 原因敵ノ謀略ニ在リト確認セラレタル疾病

モノヲ謂フ (おり) こ 収容セラルル迄ニ戰傷ニ因リ死亡シタル務ヲ爲ス衞生班)ニ收容セラルル迄ニ戰傷ニ因リ死亡シタルラス野戰病院又ハ之ニ準スル機關(例へハ野戰病院ノ如キ動一 戦死ト戰場死亡及隊繃帶所又ハ繃帶所ヲ經タルト否トニ拘

ヲ謂フ 後方(內地ヲ含ム)ニ於テ直接戰傷ニ起因シ死亡シタルモノ三 戦傷死トハ野戰病院又ハ之ニ準スル機關(之ヲ含ム)ヨリ

ル傷痍疾病(戰傷ヲ除ク)ヲ謂フ・戦病トハ戰地又ハ事變地ニ於テ公務ニ因リ受傷若ハ罹患セ

戰病死トハ前號戰病ニ起因シ死亡シタルモノヲ謂フ

取扱方(昭和14年1月16日) 【三四】靖国神社合祀名簿ニ於ケル戦死、戦傷死ノ

靖國神社合祀名簿ニ於ケル戰死、戰傷死ノ取扱方昭一四、一、一六

受傷後戰線ヨリ繃帯所迄ノ間ニ於テ死亡ノ場合ハ戰死トシ基準ノ下ニ実施シ來レリ紫雲質は西軍医昭和十三年十月臨時大祭迄ハ戰死、戰傷死ノ區別ハ大体左記昭和十三年十月臨時大祭迄ハ戰死、戰傷死ノ區別ハ大体左記

即チ繃帯所ヲ以テ両者區別ノ劃線トセリ同所ヨリ後方ニ於テ死亡ノ場合ハ戰傷死トス

戦傷、戦病等ノ定義 (鰡ハパパパ) 拔萃ヲ以テ為スヘキ旨明確ニ定メラレタリ然ルニ左ノ如ク陸軍一般ニ通牒セラレ両者ノ區別ハ野戦病院

ノヲ謂フ後方(内地ヲ含ム)ニ於テ直接戰傷ニ起因シ死亡シタルモ戦傷死トハ野戰病院又ハ之ニ準スル機関(之ヲ含ム)ヨリ

如キ矛盾ヲ生スルコトナルヘシ
「、右陸普ノ其準ニ従フトセハ靖國神社合祀名簿ニ於テハ左記ノ

、戦闘ナカリシ地點ニ於テ戦死

、戰鬪ヨリ相當時日ヲ置キテ戰死

|、然レトモ靖國神社合祀ニ関シテハ敢テ右陸普ニ準據セサルへハ愈〜多キヲ加フル筈ナリ|| 殊ニ傷病者ノ航空輸送行ハルゝ近代戰ニ於テハ右戰死ノ矛盾

其ノ理由左ノ如シカラサル理由ナク從來通リノ基準ニテ差支ナキモノト解ス、然レトモ靖國神社合祀ニ関シテハ敢テ右陸普ニ準據セサルへ

ハ何等ナク全ク事務上ノ方便ニ過キサルモノトス一、合祀名簿ニ於テハ両者ノ區別ハ合祀者トシテノ待遇上ノ差別瞭ナラシムル要アリ」ニシテ戰歿者ノ表忠ヲ目途トス・野士ニ酬ユル如ク規定セラレタルニ依リ其ノ區分ヲ統制明、右陸普ノ立案要旨ハ「戸籍謄本ニ「戰死」「戰傷死」ヲ明記

、但シ右陸普ニ基キ部隊長ヨリ戸籍吏へノ通報ハ從來戰傷死ナ

準據セス從來通ノ基準ニテ進ムモ差支ナカラン

然ラハ合祀名簿(特ニ合祀カード調製上)ニ於テハ右陸普ニ

要ス字句(戰死ト戰傷死)ノ相違ニハ拘泥セサル如ク處理スルヲ字句(戰死ト戰傷死)ノ相違ニハ拘泥セサル如ク處理スルヲノ際ニハ死亡年月日・死亡場所ニ重點ヲ置キ名簿ト戸籍トノリシモノモ大方戰死トシテ通報セラルルヲ以テ合祀名簿審査

· 列

(名 簿)

團第二野戰病院ニ輸送途中該傷ニ因リ死亡於テ戰鬪中負傷シ隊繃帯所ニテ第一繃帯ヲナシ大王宅第百一師於テ戰鬪中負傷シ隊繃帯所ニテ第一繃帯ヲナシ大王宅第百一師昭和十二年十月十一日支那江蘇省宝山縣蕰藻濱クリーク附近ニ

(戸籍)

ニ於テ戰死昭和十二年十月十一日中華民國江蘇省宝山縣蕰藻濱附近ノ戰鬪

(合祀カード)

鬪中負傷同日後送途中該傷ニ因リ死亡昭和十二年十月十一日支那江蘇省瀛藻濱クリーク附近ニ於テ戰

調査委員會 決 定昭和十四年一月十九日

1.和十四年靖國神社合祀者資格審査方針

四昭

迄ノ間ニ於テ死歿シタル者左記ニ該當スルトキハ之ヲ合祀ス變に關シ昭和十二年七月七日ヨリ昭和十二年十二月三十一日和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ死歿シタル者及支那事軍人軍屬等ニシテ滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ昭

1.戦死又ハ戦傷ノ爲死歿シタル者

カ爲死歿シタル者 /重大ナル過失ニ因ラスシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ自己

認ムへキ者・「事變地に於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情狀合祀ヲ至當トれ疾病ニ罹リ又ハ避クヘカラサル災厄ニ因リ死歿シタル者の疾病ニ罹リ又ハ避クヘカラサル災厄ニ因リ死歿シタル者の事變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若

三六 合祀者資格審査上ノ参考事項 (〔昭和14年1

合祀者資格審査上ノ參考事項

一、軍屬ハ宣誓シタル者ニシテ眞ニ公務上ノ犧牲ト認メラルル者 二限リ特別詮議ヲ以テ合祀ス

一、滿洲國軍ニ雇傭中ノ帝國軍人ハ日本軍ノ隸下ニ於テ戰鬪シ之 ル者ニ限リ特別詮議ヲ以テ合祀ス カ爲戰死又ハ戰傷ヲ受ケ死歿シ其ノ情狀合祀ヲ適當ト認メタ

、召集セラレサル事變地居住ノ在郷軍人ハ所屬軍人會ノ命ニ依 ケ死歿シ其ノ情狀合祀ヲ適當ト認メタル者ニ限リ特別詮議ヲ リ且日本軍隊ノ區署ヲ受ケテ行動シ之カ爲戰死又ハ戰傷ヲ受

で傷病治癒後再發若ハ餘病發生ノ爲死亡セル者ハ頁傷又ハ罹病 後滿三年ヲ經過セサルモノニ限リ詮議ス

天事變地以外ニ於テ流行病ノ爲死歿シタル者ハ其ノ發病事變ニ 別ヲ以テ合祀ス 關スル公務ニ基因シ且敍勳ニ該當スヘキ功績アル者ニ限リ特

 で昭和十二年陸密第一四六二號ニ依ル軍屬ノ取扱ニ就テハ之ヲ 特ニ愼重ニ詮議ス

で特別合祀 (乙) 軍屬ニ就テハ特ニ左記各項ニ據ル 1・文官ニ就テハ流行病ハ軍人ニ準シテ詮議ス

(肺結核及之ニ類スル呼吸器病ハ事變地在職五ケ月以上ニ

2.雇員、傭人ニ就テハ眞ニ公務上ノ犧牲ト認メラルル者ニ限

3.傭人中編制中ニアル職工(工員)ハ第1號ニ準ス

、軍人軍屬以外ノ警察官又ハ滿鐵社員等ノ如キハ軍人軍屬戰死 ト同様ノ情況ニ於テ殉職シタル者ニ限リ特ニ詮議スルモ嚴選

へ以上各項ニ據リ難キ者ノ合祀資格審査ニ就テハ其ノ都度詮議 スルモノトス

> 3月9日官房第一二六三号海軍大臣発関係所属長官宛 【三七】靖国神社合祀未済者調査ノ件訓令 (昭和14年

靖國神社合祀未濟者調査ノ件訓令

以下ノ軍屬等ニ付調査ノ上別紙書式ノ名簿ニ戸籍抄本ヲ添へ來 所屬判任官以下ノ軍屬等ニ付、其ノ他ノ所屬長官ハ所屬判任官 合祀未濟ノ者ヲ鎮守府司令長官ハ在籍特務士官以下ノ軍人並ニ 十一日迄ニ死歿シタル左記該當ノ軍人軍屬等ニシテ靖國神社ニ 昭和六年乃至九年事變及今次支那事變ニ關シ昭和十三年五月三 七月三十一日迄ニ本省ニ到達スル如ク提出スベシ

戦死又ハ戦傷ノ爲死歿シタル者

__ _

- 事變地ニ於テ流行病ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラ タル者 ズシテ溺水シ又ハ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シ
- 事變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲溺水シ又ハ傷
- 事變地ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情狀合祀を至當ト痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シタル者 認ムベキ者

四

 \equiv

(別紙)

書式 (用紙美濃紙

	所屬	道施	貴	本	生	名官(職	
	艦	續	現	籍	年		
	船部	續柄及氏名	住		月	助功	
	隊	名	所	地	日	名 (職)位勳功爵氏	靖國
又ハ 貫通銃創(何々)ヲ受ケ戰死 昭和何年何月何日何地ノ戰闘ニ於テ腹部	航空隊等						靖國神社合祀海軍軍人軍屬名簿

死 ť 事 由

火ヲ被リ何々地ニ突入(何々)戰死

(何々) ヲ受ケ負傷、何年何月何日何病伐) ニ於 テ左胸部 盲貫 砲彈彈片 創昭和何年何月何日何地ノ戰闘(匪賊討 昭和何年何月何日何地ノ戰闘(匪賊 (何地) (何) ニ於テ該傷ニ因リ死亡

明トナリ何月何日戰死ト認定 昭和何年何月何日何々空襲爆擊後行方不

昭和何年何月何日何地ニ於テ事變ニ關ス 何月何日兵役冤除何年何月何日何病院 ル勤務ニ從事中公務ノ爲何病ニ罹リ何年 (何地) (何)ニ於テ死亡

備 考

- (1) 記載シアルモノナルコト 全部ノ名及續柄等(事項省略)並ニ本人死亡ノ事項ヲ 本名簿に添付スベキ戸籍抄本ハ同一戸籍内ニアル者ノ
- 事變地以外ノ地ニ於ケル溺水、傷痍及疾病ニ依ル死歿 者ハ事變ニ直接關係スル公務ニ基因シ事變功績特ニ顯 著ナル者ニ限ル

(1)

- 事變地ニ於テ自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ溺水シ 於テ自殺シタル者ニアリテハ負傷罹病等ノ原因及經過 ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シタル者及事變地ニ 以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲溺水シ又ハ傷痍 又ハ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者、事變地 ヲ記載シタル書類ヲ添付スルコト
- (=) 兵役免除又ハ退職後自宅等ニ於テ死亡シタルモノハ前 號ノ書類ニ地方醫師ノ診斷書ヲ添付スルコト
- (水) 傷痍、疾病ニ依ル死歿者ハ其ノ負傷又ハ發病ノ日ヨリ 概ネ三年以内ニ於テ死歿シタルモノニ限ル
- (h) (~) 本名簿ハ一枚ニー名限リ記載スルコト
- 本名簿ハ事變別ニ且第一號ニ屬スルモノ及第二號以下 死亡日ノ前後ニ依ル)假綴トシー連名簿ヲ附スルコト ニ屬スルモノトニ區分シ官等順ニ(同一官等ノモノハ

昭和何年何月何日何々空襲ノ際敵防禦砲

(昭和14年11月8日陸密第一九一七号)【三八】生死不明者取扱ニ関スル件陸軍 般 八通 牒

陸密第一九一七號

更

生死不明者取扱ニ關スル件陸軍一般へ通牒

和十四年十一月八日

陸軍省副官

川原直

レアルモ尚疑義ノ點アルヤニ存セラル、ニ付關係條項ヲ蒐錄シ 生死不明者ノ取扱方ニ關シテハ既ニ夫々諸規定ニ依リ實施セラ

記

左記參考ノ爲通牒ス

- 内報スベキモノトス 亡者生死不明者報告手續第三條ニ依リ事故者ノ留守擔當者へ 戰地又ハ事變地ニ於テ生死不明者ヲ生シタルトキハ戰時死
- 事シタル戰鬪行動ノ止ミタル後三年」ト解シ取扱フモノトス ル後三年トハ事變全ク終了後三年ト解スルコトナク「其ノ從 (司法省民事局へ連絡濟) 民法第三十條(失踪ノ宣告ノ件)ニ規定スル戰爭ノ止 ミタ
- 三 戦地又ハ事變地ニ於テ生死不明ト爲リタル者ハ其ノ所屬隊 留守擔當者ニ支給スベキモノトス但シ留守宅渡ハ本人ノ指定 セル者ニ支給ス ノ定員外トシ俸給、給料ハ其ノ期間不在者ノ財産管理人又ハ

ト同樣ナリ(明三八滿發三〇六二參照) 從テ其ノ身分及遺家族ニ對スル援護等ハ現役又ハ應召中ノ者

- 四 生死不明者ノ敍位敍勳ハ保留セラル、ニ付既ニ上申中ノ者 ル、コトアルヲ顧慮スルヲ要ス テハ恩給法第四十條ノ二及同第四十一條第五項ヲ適用セラ 依り速ニ陸軍大臣ニ報告スベキモノトス又恩給在職年ニ關シ ニ在リテハ陸軍敍位手續第八條及陸軍敍勳上申手續第八條ニ
- 明セバ恐懼ノ事憩ヲ惹起スベキニ依リ之ガ決定ハ最モ慎重ヲ 取扱トナルモ凡テノ思典拜受後萬一歸投又ハ生存セルコト判 所屬長ノ死亡ノ認定アル場合ニ於テハ一般戰歿者ト同様ノ
- モノト確認シ得ルモノニ在リテハ其ノ死亡事由ノ生ジタル日 死體發見ノ場合ハ死亡事由ノ生ジタル日ニ於テ死亡シタル

三八滿發三〇六一參照) 在リテハ死體發見ノ日ニ於テ死亡セシモノトシテ取扱フ(明 ヲ死亡日トシ其ノ死亡事由ノ生ジタル月日ノ不明ナルモノニ

過シ尙不明ナルトキトス(動員計畫令細則第四八○條參照) 日ヨリ三年以内ニ生存スルコト判明シタルトキ又ハ三年ヲ經 除隊又ハ召集解除ト見做サル 、時期ハ生死不明ト爲リタル

三九 委員会決定事項(昭和15年2月2日) 昭和十五 年四 月 靖国神社合祀者資格審查

秘

四昭 和十五年靖國神社合祀者資格審查委員會決定事項

(昭和十五年二月二日)

- 故ハ事変地ノ延長トシテ取扱フモ傳染病、不慮死ハ特殊ノモ ノニ付テハ各個人ノ事変勤務ト死因トノ因果関係ヲ考慮シ詮 南支作戦ノ交事変地ヨリ臺湾ニ輸送セラレ其間ニ於ケル事
- ニシテ部隊ノ進達(甲)ナル場合ニ在リテハ委員ニ於テ合祀一、戰傷者他ノ疾病ヲ併發シ該疾病ニ因リ死亡ト認メラルル者 特別合祀ヲ判定ス
- 三、内地ニ於ケル罹病又ハ死歿ハ原則トシテ嚴選トス其一般要 領左ノ如シ
- 1、出征途上ノ發病ハ特ニ嚴選ス
- ケル流行病ノ猖獗情況等直接因果関係アリヤ否ヤニ留意2、内地歸還後ノ發病殊ニ流行病ハ戰地勤務ト當時戰地ニ於 シ、又ハ不慮死ハ事変勤務ト死因トノ因果関係ヲ考慮ス ヘキモノトス
- 3 動員部隊勤務中ノ區分ハ現役、豫後備役ノ兵種ヲ考慮シ 嚴選スルモノトス
- 内地病院ニテ傳染病取扱ニ依リ死亡シタル看護婦等ハ同 タル後詮議ス 病院ニ於ケル事変関係ノ傳染病ニヨルヤヲ精細ニ調査シ

4

ヲ知ラサル爲不均衝トナルコトナキ様注意ヲ要ス 陸密軍属ト宣誓ナキ軍属トノ取扱ニ就テハ部隊ニ於テ陸密

制内ニ在ラサルコトトナリ又中ニハ多額ノ報酬等ヲ受ケ必任 無宣誓ノ看護婦等ニ在リテハ身分的性質即チ所謂居留民等ノ 義務ノ兵等トハ全ク其趣ヲ異ニスルヲ考慮スル要アリ ノ順位ニ據リ考慮スルモノトス宣誓ナキ軍属ハ根本的ニハ編 議スルヲ原則トシ審査ハ有宣誓軍属及陸密軍属、無宣誓軍属 又軍属ハ兵ヨリ嚴選主義トシ死亡當時ノ任務及情況ニ因リ詮

五、臺湾人ノ軍夫ハ無宣誓軍属ヨリ尙順位低キモノトシテ考慮 スヘキモノトス死亡原因カ軍ノ一員トシテ其ノ指揮下ニ於テ 義勇看護婦ノ類ニアラサルヤヲ考慮スヘキモノトス

六、病死ハ其種類及期間ニツキ概ネ左ノ標準ニヨリ詮議ス 戦死シタル場合ニ限リ合祀スルヲ適當トス 1.在満期間 在支期間 脚氣、肺結核、胸膜炎等ハ三ヶ月以上 二ヶ月以上

等ニョリ若干其期間ヲ考慮ス 但發病地ノ風土等ノ関係、國境方面、南満方面、

]]

服務部隊

2.有宣誓軍属等ハ右疾病ノ場合 在滿期間

半ヶ年以上

で死体収容セサルモノハ凡テ収容セラルルニ至ルカ又ハ決定期 間経過後詮議ス 3.無宣誓軍属ハ更ニ期間ヲ延長スルモノトス尙急性肺炎及蟲 様突起炎(既往症アル場合ハ除外)等ハ期間ニ付考慮ス 在支期間 三ヶ月以上

((昭和15年5月31日)) 昭和十五年十月 靖国神社合祀者資格審查

調 査 委 員 會 決昭和十五年五月三十一 定日

十 月靖國神社合祀者資格審査方針

、軍人軍屬等ニシテ滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ 昭和十三年九月三十日迄ノ間ニ於テ死歿シタル者及支那事變 ニ於テ死歿シタル者左記ニ該當スルトキハ之ヲ合祀ス ニ關シ昭和十二年七月七日ヨリ昭和十三年九月三十日迄ノ間

戦死又ハ戦傷ノ爲死歿シタル者

2、事變地,滿洲國(關東州ヲ除ク)、自昭和十三年八月十四日雄基洞灰岩洞、新 以下同シ、ニ於テ流行病(ペスト、コレラ、赤痢、那ヲ言フ、ニ於テ流行病(ペスト、コレラ、赤痢、阿山洞、上角山ヲ連ヌル線以東ノ朝鮮、北支那、中支那及南支 腸チフス、パラチフス、痘瘡、猩紅熱、發疹チフ シテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之カ爲死歿シタル 下同シ)ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラス マラリヤ、ワイルス氏病、カラザールヲ言フ、以 ス、ヂフテリヤ、流行性腦脊髓膜炎痳疹、回歸熱

3 事變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲傷痍ヲ受ケ 若ハ疾病ニ罹リ又ハ避クヘカラサル災厄ニ因リ死歿シタ

4 事變地ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情狀合祀ヲ至當

失二因ラスシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之カ爲死歿シタル 者ニ付テハ特別詮議ヲ以テ合祀ス (關東州ヲ除ク)ニ於テ流行病ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過 前項事變地ニ在リテモ昭和十三年五月二十日以降滿洲國

昭和十三年五月二十日ハ徐州陷落ノ翌日トス

日陸支普第一七二一号) スル注意事項ノ件陸軍一般へ通牒(昭和15年8月14 【四一】靖国神社合祀者ノ詮衡及合祀名簿進達二関

陸支普第一七二一號

意事項ノ件陸軍一般へ通牒 靖國神社合祀者ノ詮衡及合祀名簿進達ニ關スル注

昭和十五年八月十四日 陸軍次官 阳 南 惟 幾

隊ニ於テハ靖國神社合祀者ノ詮衡及合祀名簿ノ進達ニ方リ敍上 シテ放任シアルニアラサルヤヲ疑ハシムルモノアリ斯クノ如キ カ如キ觀念ノ下ニ上申シ或ハ此ノ神聖ナルヘキ決裁ヲ下僚ニ委 ヲ經スシテ戦地ニ在ルモノ必ス合祀セラルヘキモノナリト爲ス ルモ中ニハ强テ事由ヲ戰役事變ニ關連セシメ或ハ充分ナル詮議 理スヘキモノトス各部隊ノ合祀上申ハ概ネ適當ニ實施セラレア ヲ以テ其ノ衝ニ當ル者ハ常ニ敬虔ニシテ公明ナル心情ヲ以テ處 ニ際シ國家ノ大事ニ斃レタル者ニ對スル神聖無比ノ恩典ナリ是 ハ其ノ本義ニ惇リ神靈ノ尊嚴ヲ冒スニ至ルノ虞アルヲ以テ各部 靖國神社ノ御創建ハ一二 叡慮ニ出ツ仍チ其ノ合祀ハ戰役事變 ノ趣旨ニ則リ左記諸項ニ格段ノ注意ヲ致サレ度通牒ス

左

其一 合祀資格ノ詮衡

當ヲ得サルモノニシテ死歿事由ト生前ノ功績等トハ別個ニ究明 ニ殺害セラレタルカ如キ者等ヲ盡ク有資格者ト認ムルカ如キハ ニ傷害ヲ受ケテ死歿シタル者、軍紀ヲ紊リ脫營逃亡シテ土匪等 テハ事變ニ際シ其ノ勤務ハ凡テ事變勤務ト謂フヲ得ヘシト雖モ モ其ノ實質ヲ精査考究シテ詮衡スヘキモノトス即チ軍人ニ在リ 任務ニ照應シテ慎重適確ニ嚴選決定セサルヘカラス特ニ宣誓未 任義務ノ軍人ト其ノ本質ヲ異ニスルヲ以テ必ス當時付與シタル スヘキモノトス殊ニ部隊ノ編成分子タラサル軍屬ニ在リテハ必 又事變地ニ於テモ勤務忌避ノ結果自殺シタル者、私情ニ趨リ爲 内地ニ於ケル凡有ル平病ヲ事變勤務直接基因ト稱シ得サルヘク 陸軍部隊ニ於テ進達スヘキ資格者ハ軍人、軍屬タルコト及死歿 ノ原因事變勤務ニ直接基因スルモノナルヲ要シ且此等ニ在リテ

一合祀名簿ノ調製

全般ニ勍テ

ス 高 高 高 に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に に の に で に の に で に が に の に

r國申土富寺大祭ニヽ折遺族欄ノ記入方ニ就テ

離籍セラレタル妻アルヲ以テ注意相成度
一戸籍内ノ戸主等ト誤解混同セラレサル様セラレ度尚死歿後一戸籍内ノ戸主等ト誤解混同セラレ度ク留守擔當者又ハ同處之カ發送先ヲ誤リ爲ニ遺族間ニ紛爭ヲ生セシメタル事例ア處之カ發送先ヲ誤リ爲ニ遺族間ニ紛爭ヲ生セシメタル事例アニヨリ案内狀ヲ發送シ一祭神ニ付ニ名ヲ參列セシメツツアルニヨリ案内狀ヲ發送シ一祭神ニ付ニ名ヲ参列セシメツツアルニヨリ案内狀ヲ發送シ一祭神ニが上のル祭神遺族ニ對シ妻、離國神社臨時大祭ニハ新ニ合祀セラルル祭神遺族ニ對シ妻、離國神社臨時大祭ニハ新ニ合祀セラルル祭神遺族ニ對シ妻、非國神社臨時大祭ニハ新ニ合祀セラルル祭神遺族ニ對シ妻、非國神社臨時大祭ニハ新ニ合祀とラルルの経済を表現している。

死亡事由欄ノ記載事項ニ就テ

リ屍體發見シタルモノニ付テハ其ノ本人タルコトヲ確認シタ 依り解決シ得ルモノニ非スシテ神社ノ尊嚴、國民ノ崇敬立ロ 長ノ進達ノ心情ヲ疑ハサルヲ得サルモノアリ若シ假リニ敵手 容セサルニ拘ラス員傷當時ノ目撃、一部遺留品ノ發見ニ依リ テ其ノ何レニ據ルヘキヤニ疑惑ヲ生ルス場合アリ又屍體ヲ收 戸籍書類ト相違 (戸籍書類ニ在リテハー部ノ記載ヲ省略シ) シアルモノアリ 正確ナラサルヘカラス然ルニ戰時死亡者生死不明者名票竝ニ 本欄ノ記載事項中死歿年月日、死歿原因、死歿地點等ハ率直 ル諸種ノ資料ヲ倂セ進達セラレ度 進達相成度尚右ノ場合ハ勿論其ノ他ノ死歿者ニシテ後日ニ至 死ト認定シタル根據ヲ詳細具體的ニ記載シタル書類ヲ添附シ 圏ノ推移、屍體ヲ收容シ得サリシ事由、屍體搜索ノ經緯等戰 認ムル場合ハ死歿ヲ立證スヘキ戰鬪ノ狀況、戰場ノ彼我勢力 **二憐憫ノ情禁スル能ハサルヲ以テ部隊長ニ於テ合祀ヲ適當ト** 以テ飽クマテ慎重ヲ期セラレ度然レトモ斯クノ如キモノハ誠 ニシテ地ニ墮チ遂ニ御創建ノ 聖旨ニ背キ奉ルニ至ルヘキヲ 二入リ後日生存スルニ於テハ戶籍書類等ノ如ク事務的處理ニ 缺クモノアルモ此ノ如キハ最モ適當ナラサルモノニシテ部隊 「何部何々銃創ニ因リ戰死」等ト斷定シ屍體ニ關スル記述ヲ

四 特別合祀名簿(病歿者及之ニ準スルモノ)ニ就テ

五 軍屬ノ合祀名簿ニ就テ

ノナリ特ニ宣誓未了ノ軍屬及特別合祀(病死)者ニ於テ然リルへキ要項ヲ具シ部隊長ノ判定ノ憑據ヲ明カニ詳記スヘキモ勿論之カ合祀名簿ハ當時附與シタル任務等合祀判定ノ基礎タ軍屬ハ其ノ本質ニ鑑ミ合祀資格ヲ慎重ニ詮衡シテ上申スルハ

其三 合祀名簿添附書類ノ整備

ルカノ記述セラレ度 派附書類ハ主トシテ死歿ノ原因ト事變勤務トノ因果關係ヲ究明 派附書類ハ主トシテ死歿ノ原因ト事變勤務トノ因果關係ヲ究明 派附書類ハ主トシテ死歿ノ原因下事變勤務ノ期間特ニ事 質ニ即シテ審査ヲ遂ケ得サルモノアルヲ以テ之カ整備ハ添附ノ間ニ於ケル本人ノ戦闘行動又ハ勤務狀況抽象的ニシテ爲ニ事 質ニ即シテ審査ヲ遂ケ得サルモノアルヲ以テ之カ整備ハ添附ノ 間ニ於ケル本人ノ戦闘行動又ハ勤務狀況抽象的ニシテ爲ニ事 質ニ即シテ審査ヲ遂ケ得サルモノアルヲ以テ之カ整備ハ添附ノ 目的ニ鑑ミ夫々間然スル所ナキ樣記述セラレ度

サルヲ以テ取扱上注意相成度籍上生存シアル者ニ對シ合祀上申ヲ爲スカ如キハ共ニ適當ナラ提出スヘキモノナルニ拘ラス之ニ先ンシ合祀名簿ヲ進達シ又戸戰時死亡者生死不明者名票ハ其ノ事由生シタル際成ルヘク速ニ

其五 合祀手續ノ進捗

類ヲ整理シ置カレ度ノ都度書類進達ノ時期及其ノ他所要事項ヲ通牒スヘキモ逐次書現在迄ニ蒐集シタル資料ニ依リ合祀手續ノ豫定大要左ノ如シ其

昭	昭	昭	昭	
和	和	和	和	合
十	十	十	十	祀
七	七	六	六	豫定
年	年	年	年	時
十	四	十	四	期
月	月	月	月	
合	昭	昭	昭	合
祀	和十	和 十	和十	祀セラ
未	五	四四	三	ラル
濟	年	年	年十	^
者	三月	七月	二月	キ
1	下	下	宁	ノ 死
大	旬マ	旬マ	旬マ	一般時

テテテ

部

期

付 箋

本通牒ハ昭和十五年陸支普第一二二五號ヲ參照セラレ度

月31日] 【四二】合祀者資格審査上ノ参考事項 ((昭和15年5

合祀者資格審査上ノ參考事項

一、事變地ニ於テ自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ傷痍ヲ受ケ 依り當時ノ勤務狀況ト傷痍疾病ノ種類等ヲ考慮シテ詮議スル 若ハ疾病ニ罹リ之カ爲死歿シタル者ノ在職期間ハ左ノ標準ニ モノトス

ニ かった 日 和 十	事	屈
ル滿洲國(關東三年五月二十日	變	
ク州以降	地	分
三月	二月	軍
以 上	以上	人
六月	五月	軍
以上	以上	屬

者ニ限リ特別詮議ヲ以テ合祀ス 軍屬ハ宣誓シタル者ニシテ眞ニ公務上ノ犧牲ト認メラルル

三、昭和十二年陸密第一四六二號ニ依ル軍屬及宣誓ナキ軍屬ハ 前項ニ準スルモ事變地ニ於テ軍事行動ニ參加シタル期間及其 ノ本質等ニ付嚴密愼重ニ詮議スルモノトス

> 方針(〔昭和16年1月〕) 【四三】昭和十六年四 月 靖国神社合祀者資格審查

軍事祕密

四月靖國神社合祀者資格審査方針昭和十六年

昭和十三年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ死歿シタル者及支那 日迄ノ間ニ於テ死歿シタル者左記ニ該當スルトキハ之ヲ合祀 事變ニ關シ昭和十二年七月七日ヨリ昭和十三年十二月三十一 軍人軍屬等ニシテ滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ

戦死又ハ戦傷ノ爲死歿シタル者

2 以下同ショフ)ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ薫熱病ショフ)ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ病 (回帰熱、赤痢、流行性闘脊髄験炎、トリパノゾーム病、ワイル氏病、カラアザール、大支那、中支那及南支那ヲ言フ、以下同シ〕ニ於テ流行北支那、中支那及南支那ヲ言フ、以下同シ〕ニ於テ流行 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之カ爲死歿シタル者 基洞、灰岩洞、新阿山洞、上角山ヲ連ヌル線以東ノ朝鮮 事變地〔滿洲國(關東州ヲ除ク)、
宮昭和十三年七月十二日
雄

3 ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ避クヘカラサル災厄ニ因リ死歿シ タル者 事變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲傷痍ヲ受

當ト認ムへキ者 事變地ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情狀合祀ヲ至

4

者ニ付テハ特別詮議ヲ以テ合祀ス 失ニ因ラスシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之カ爲死歿シタル (關東州ヲ除ク)ニ於テ流行病ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過 前項事變地ニ在リテモ昭和十三年五月二十日以降滿洲國

昭和十三年五月二十日ハ徐州陷落ノ翌日トス

軍事秘密

214 774 200-4 1	(LLL) 1		. , .,	, ,,,	, , ,			
1951年 1951	事變也ニ於デ流行丙ニ罹リロ	戦死又ハ戦傷ノ爲死歿シタル	二三	シ昭和十二年七月七十日り昭和十三年十二月三十一日迄、福洲事變ニ關シ昭和六年九月		事變	審查方	
(疾病ニ罹リ之 ・ 大ナル過失ニ ・ 大ナル過失ニ ・ 大ナル過失ニ ・ 大大・ で病に ・ である。 ・ である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で	× (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	者	クルモノ	昭和十三年十二、大田十八日ヨリ昭		地	針	靖
事那支)支 滿ルケ)支	滿	滿、支	支	滿	支	滿	事變別	國神社
でいる。	一、昭和十三年五月二十日以前ノ傷痍疾病等ニ因ル者ハ自己ノ重大ナル過失ニアラサル限リ全部合祀ス ② 内地歸還後ノ發病ハ歸還後一年以內ノモノヲ取敢へス詮議ス ② 内地歸還後ノ發病ハ歸還後一年以內ノモノヲ取敢へス詮議ス ② 内地歸還後ノ發病ハ歸還後一年以內ノモノヲ取敢へス詮議ス ② 内地歸還後ノ發病ハ歸還後一年以內ノモノヲ取敢へス詮議ス (全部合祀ス	海軍特別陸戰隊××大尉ハ昭和十二年八月九日死歿シ合祀セラレアリ	ル)ハ後詮トシテ昭和十年以來保留レタルモ獨守步一大步上大崎金五郎(昭和六、九、一五匪賊ノ兇彈ニ斃昭和六年九月十八日以前ノ死歿者タル中村少佐、井杉特務曹長ハ合祀セラ	方(細部略)ヲ加フ	国 を	摘要	恒合祀資格審査上ノ參考

	要項	以	狀合祀ヲ至當ト認ムヘキ者		ラサル災厄ニ因リ死歿シタル者 為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ若ハ避クヘカ 野變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ リアのカ	カ爲死歿シタル者ニ付テハ特別詮議ヲ以
トス軍屬		上 詮 衡	(ノ後生發變事那支)支ム合ヲ變事洲滿)支	滿	(ノ後生發變事那支) ム含ヲ變事洲滿)支 滿	(於二後生發變 ム含ヲ變事洲
ハ軍人ニ比シ更ニ嚴選主義トシ死歿當時	注意	上左ノ件ヲ考慮スルモノトス	二於テ前項ト同様ナルモ當時ノ	自己ノ重大ナル過失又ハ破廉恥ナラ	一、事變地、四、東海、原等、原本、原本、原本、原本、原本、原本、原本、原本、原本、原本、原本、原本、原本、	除降
1時ノ任務及狀況ニ依リ詮議ス	事		状況ニ關シ精査	サルモノハ成ルへ	対すり、 対すり、 対すり、 対すり、 対すり、 対すり、 対すり、 対すり、 対すり、 対し、 が関いまり、 特に、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い	勤務狀況ト傷痍疾
一依リ詮議スルヲ原則	項		加 フ: 	、ク合祀ス	情別では、 「大学」では、 「大学	以上上属種類等ラ考慮

一、流洲事變利頭ニ於ケル國策移民、流洲國鐵路局所屬者、協和會員等ニテ合能セラレタル者アリー、流溯非變利頭ニ於ケル國策移民、流洲國鐵路局所屬者、協和會員等ニテ合能セラレタル者アリ	
事變ニ於テハ陸密軍屬トシテ取扱ハルル者多キヲ以テ注意ヲ要スニ在リテハ作戰線ナリヤ經濟線ナリヤ等(炭鑛開發等亦同シ)ヲ考慮ヲ要	- /
一、満洲	キハ軍人軍覇戦死ト司業ノ青兄ニ於テ洵職 軍人軍屬以外ノ警察官又ハ滿鐵社員等ノ如
シタ項ニル者の	特別詮議ヲ以テ合祀ス 対其ノ情狀合祀ヲ適當ト認メタル者ニ限リシ其ノ情狀合祀ヲ適當ト認メタル者ニ限リシオノ情狀合祀ヲ適當ト認メタル者ニ限リを示死の対し、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
滿	限り特別詮議ヲ以テ合祀ス 死歿シ其ノ情狀合祀ヲ適當ト認メタル者ニ 死歿シ其ノ情狀合祀ヲ適當ト認メタル者ニ が一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、
傳染病ニ罹リタル者等モアルヘシ本項ヲ存置セシムル所以ナリ二、今次事變ニ於テハ內地勤務ノ看護婦等ニシテ內地還送傳染病患者取扱ニ因リ爲ニニ、今次事變ニ於テハ內地勤務ノ看護婦等ニシテ內地還送傳染病患者取扱ニ因リ爲ニト定メラレタルニ端ヲ發シ爾來滿洲事變ヲ經テ今次事變ニ及ヒタルモノトスト定メラレ者ニ限リ合祀ス」(内地部隊ニ於テ多發セル流行性感冒ノ爲死歿シタル者ハ其ノ原因戰役ニ關スルリヲ計事變ニ於ラク	高記ス 一部ス 一部電スへキ功績アル者ニ限リ特別ヲ以テ 二該當スヘキ功績アル者ニ限リ特別ヲ以テ は、受病事變ニ關スル公務ニ基因シ且敍勳 事變地外ニ於テ流行病ノ爲死歿シタル者ハ
一、本項ハ西比利亞事變ニ於ケル特異事項トモ謂フヘク今次事變ニ於テハ該當者少シ	
審査ハ軍事行動ニ参加シタル期間及其ノ本質等ニツキ査定シ有宣誓、陸密軍屬(昭本子)を開入の とは、 を を を で の の の に で の の に に の の の に に の の の に の の の の の の の の の の の の の	祀ス

方針(〔昭和16年〕) 靖国神社合祀者資格審査

軍事祕密

十 月 靖國神社合祀者資格審査方針

2 事變地〔滿洲國(關東州ヲ除ク)、顳彌共無抗計品 雄學ニ關シ昭和十二年七月七日ヨリ昭和十四年七月三十一日迄變ニ關シ昭和十二年七月七日ヨリ昭和十四年七月三十一日迄明二於テ死歿シタル者左記ニ該當スルトキハ之ヲ合祀ス明ニ於テ死歿シタル者及支那事昭和十四年七月三十一日迄ノ間ニ於テ死歿シタル者及支那事昭和十四年七月三十一日ヨリ、軍人軍屬等ニシテ滿洲事變ニ關シ昭和六年九月十八日ヨリ

病 (四層熱、赤痢、流行性脳脊髄膜炎、トリパノソーム病、ワイル氏病、カラアザール、北支那、中支那及南支那ヲ言フ、以下同シ〕ニ於テ流行北支那、中支那及南支那ヲ言フ、以下同シ〕ニ於テ流行基洞、灰岩洞、新阿山洞、上角山ヲ連ヌル線以東ノ朝鮮

- 當ト認ムへキ者事變地ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情狀合祀ヲ至
- 付テハ特別詮議ヲ以テ合祀ス因ラスシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之カ爲死歿シタル者ニ因ヲスシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニニ、前項事變地ニ在リテ昭和十三年五月二十日以降滿洲國(關ニ、前項事變地ニ在リテ昭和十三年五月二十日以降滿洲國(關
- 昭和十三年五月二十日ハ徐州陷落ノ翌日トス

直一大佐書簡写〕 【四五】〔航空本部庶務課長三輪大佐宛高級副官川 (昭和17年3月1日 原

致し在る處に有之候 多きに達し居り候全く御氣毒に堪へず且中央當事者として苦慮 せられたるも未だに保留せられ在る者は別册の如く二五五名の 謹啓益々御淸適之段奉賀候陳者滿洲事變支那事變に際し飛行機 も航空關係各部隊に於て戰死と認定し靖國神社に合祀方を上申 に搭乘事變勤務に從事中に敵地に自爆等の爲屍体は收容せざる

成有之べく判斷せられ候 投者の言や諸情報に依れば今尚生存敵側に抑留せられ在る者可 く完全に戰死と報告せられたる者にして歸投する者有之之等歸 致させ度は當方終始一貫せる氣持に有之候も亦一面御承知の如 烈鬼神も泣く最後を遂げらるたる者と敬々しく觀察し一日も速 即ち各隊より提出せられたる此等の者は赫々たる武勳を奏し壯 に合祀の恩典を奏請し英靈に對へ遺族を慰め舊上官戰友を安堵

めて大にして其の取消は其の性質上絕對不可能に御座候間愼重 に慎重を重ね戰死と稱するも屍體を收容しあらざるが如き者は 一應後日詮議」として保留せられ居り候 一旦合祀後万一生存せるが如きことあらんか其影響する處は極

調査表二通を來る六月中旬迄陸軍省に到着する如く提出有之度 再調査方の件)に準據し尙確實度を決定せる理由を詳記の上該 紙陸密第三七一八號(ノモンハン關係死歿者靖國神社合祀の爲 臨時大祭に合祀手續を進め度存居り候間御多忙中に有之候も別 料に依り其確實度を調査し一點の疑義無き者は成るべく本秋の 愈々困難に陷ることを憂慮せらるるに付成るべく速に各種の資 も可成多數有之今後倍加の一途を辿るべく然るに一方其自爆 然共大東亞戰開始せられ作戰の規模益々擴大し旣に此種犧牲者 (死歿)等の真相を知悉する者も轉任死歿等の爲之等の調査は

昭和十七年三月 H

高級副官 Ш 原 大 佐

航空本部庶務課長 三輪大佐殿

> スル件中改正ノ件陸軍一般へ通牒(昭和17年5月20軍事行動ニ参加シ為ニ死歿シタル者ノ身分取扱ニ関 日陸密第一三六八号) 四六 戦時又ハ事変ニ際シ軍人、軍属ニ非スシテ

陸密第一三六八號

ニ参加シ爲ニ死歿シタル者ノ身分取扱ニ關スル件中 改正ノ件陸軍一般へ通牒 戦時又ハ事變ニ際シ軍人、軍屬ニ非スシテ軍事行動

昭和十七年五月二十日 陸軍次官 木 村 兵 太 郎

テ」ヲ削除シ「戰傷(病)死シタル者」ノ次ニ「《帝國領土昭和十二年十二月陸密第一四六二號中「戰地又ハ事變地ニ於 レタルニ付通牒ス (關東州ヲ除ク)内ニ在リテハ病死シタル者ヲ除ク)」ヲ加ヘラ

ルモノニ付申添フ 追テ本件ハ昭和十七年五月一日以後ニ於ケル死歿者ニ適用ス

> 年9月12日陸密第二六七七号) 【四七】生死不明者ノ取扱ニ関シ左ノ通定ム (昭和 17

陸密第二六七七號

生死不明者ノ取扱ニ關スル件達

陸軍一般

生死不明者ノ取扱ニ關シ左ノ通定ム

昭和十七年九月十二日

陸軍大臣

東條英機

候補者及准士官ニ在リテハ確證ノアルモノ以外ノ死亡ノ確認 ニ關シ陸軍大臣ノ裁定ヲ經ルモノトス ニ死亡確認ノ手續ヲ爲スモノトス但シ將校、見習士官、少尉 亡ト認定スヘキ者ハ生死不明ト爲リタル日ヨリ概ネ三年以内 調査ヲ行ヒ死亡ノ確證ヲ得タル者ハ直ニ、確證ヲ得サルモ死 生死不明ト爲リタル者アルトキハ所屬部隊長ハ手段を盡シ

序ヲ經テ陸軍大臣ニ報告スルモノトス 所屬部隊長前號ニ依リ死亡ヲ確認セハ左記事項ヲ詳記シ順

記

- 生死不明ト爲リタル日時場所
- 2 生死不明ト爲リタル前後ノ狀況
- 3 採リタル捜索手段
- 死亡確認ノ理由
- 三、死亡確認後ニ於テ生存シアルコト判明セハ死亡確認ノ爲採 リタル諸手續ヲ取消スモノトス
- 死ノ判明スルニ至ル迄召集解除又ハ除隊ノ措置ヲ爲ササルモハ十五條ノ不要人員ノ整理ヲ命セラレタル部隊ノ長ヲ含ム ハ當分ノ內生復員、復歸ヲ命セラレタル部隊ノ長及陸軍動員計畫令第百 ハ當分ノ內生ル日ヨリ三年ヲ經過スルモ尚を軍動員計畫令第百 ハ當分ノ內生の、生死不明ト爲リタル者 確認セル者ヲ終ク 生死不明ト爲リタ四、生死不明ト爲リタル者 第一號ニ依り死亡ヲ 生死不明ト爲リタ四、生死不明ト爲リタ
- 告ヲ受ケタル者アルトキハ聯隊區司令官 陸軍兵事部長及之 ハ速五、生死不明ト爲リタル者ニシテ民法第三十條ニ依リ失踪ノ宣 其ノ他必要ナル事項ヲ通牒スルモノトス 二宣告ヲ受ケタル者ノ所屬シアリシ部隊長ニ失踪宣告年月日

之ヲ廢止ス 昭和十五年陸密第一三三四號及昭和十六年人往第二二五五號ハ

附

湾本島人タル軍属ヲ靖国神社へ合祀ニ関スル件(昭【四八】支那事変、大東亜戦争ニ関シ死歿シタル台 和18年2月3日密受第三〇号)

密受第三〇号

陸軍大臣官房

靖國神社へ合祀ニ關スル件 支那事變、大東亞戰爭ニ關シ死歿シタル臺灣本島人タル軍

昭和十八年一月四日提出

神社へ合祀致シ度尙當分ノ間戰死、戰傷死ニ限リ合祀致シ度支那事變以來臺灣本島人ニシテ軍屬トナリ死歿セルモノハ靖國

■ハ當分ノ間戰死、戰傷死ニ限ルヲ可トスルニ依ル今日軍屬トナリヲヺュ」; 今日軍屬トナリ死歿セルモノハ朝鮮半島人ト同樣合祀シ其ノ範 不充分ニシテ功利ノ域ヲ脫セサルモ志願兵制度ノ實現セラルル 臺灣本島人ノ皇國臣民トシテノ信念、自覺、神祗觀念共ニ未タ ***** 2 昭和十八年二月三日 本決定に基き同年十月本島人十九柱 (陸軍) 合祀せら

ル戰鬪參加ノ如キハ理由タリ得ズ其ノ狀況等ヲ個々ニ檢討

イ、事變初期ニ於ケル戰闘參加ハ短期ト雖モ認メタルモ單ナ モ特ニ合祀ヲ至當トスル理由存スル者ハ左ノ如ク詮議セリ 無キ者ニ對スル尺度ニシテ長期ト雖モ死因ニ依ル又短期ト雖

戦死、戦傷死以外ノ者ノ戦地勤務期間ノ標準ハ特殊ノ事情

ハ、喝病、肺炎、流行性感冒、脚氣、大腸炎、 ロ、嚴寒酷暑時季ハ地域ニ依リ重視セリ 重視セリ 盲腸ノ如キハ

二、一般ニ長期ト雖モ內地ノ平時業務ト大差無キ環境裡ノ勤務 ニ依ル死歿ハ嚴選シ可成保留セラレアリ

三、支那ニ於ケル作戰行動間ノ腸炎ハ一般ニ水ニ依ルコト大ナ ルニ鑑ミ大體ニ赤痢同樣ニ認メタリ

五、豫防接種ニ依ル死亡ハ單ナル接種ニアラズシテ出征準備ノ 四、梅毒關係特ニ之ニ基因スル精神病ハ保留セラレアリ但シマ ラリア、喝病ヨリ誘發セル精神病ニ類スル者ハ重視セリ

六、內地ノ病院ニ於テ還送セル傳染病患者ヲ取扱ヒ感染死歿セ 上ノ必要ニ依リ體操ヲ實施中死歿セル者ハ保留シアリ ル者ハ保留シアリ

爲ナル場合ハ實情ヲ個々ニ審議重視セリ又病院ニ於ケル治療

七、滿洲ニ於ケル初年兵教育期間ハ事變ノ爲ニ行フ教育即チ勤

八、滿洲ノ國境方面勤務者ハ一般ニ重視セリ 務ト認メ一般ニ警備期間ニ算入シ取扱ヒアリ

九、入院シアラザルモ、勤務期間永キ間ニ於ケル隊治ハ相當ニ

一〇、事變地罹病者一旦治癒退院シ後疾病ノ爲死歿シタル者ハ セル者ニ限リ嚴選 死因疾病ト事變地罹病トノ間ニ明カニ關係ヲ有スル者ト認定

審査上留意セシ事項(昭和18年7月15日) 四九 軍事秘 密 洲事変支那事変 祀者資格

軍事祕密(審査委員以外閱覽ヲ禁ス)

支滿 那事變 合祀者資格審査上留意セシ事項

(宇句修正ノ上印) (昭和十八年七月十五 刷日

39

- 一、內地歸還後ノ發病ハ大體三箇月以內ノ分ヲ詮議シ其ノ他 ハ特別ノ場合ノ外一般ニ保留シアリ
- 一二、病死者ハ一般ニ發病後三年以內ノ死歿ニシテ一日ニテモ 過死歿セル者モ右ニ準ジ個々ニ嚴選セルモ大部分ハ保留シア 經過セル場合ハ一應不合祀ト決定保留シアリ、戰傷後三年經
- 一三、「ノモンハン」事變頃の第五師團ノ關東州、上海戰鬪直 後ノ第十一師團ノ臺灣待機ノ如キハ一般ニ事變地ニアルモノ ト看做シ詮議シアリ
- ハ兵器廠、勤務隊等ニ於テ押收兵器彈藥等ヲ整理中ニ不慮死四、憲兵怪シキ者ヲ發見シ取押ノ爲格鬪中ニ死亡セル場合或 狙撃セラレタル者ハ保留シアリ セル者ハ特別合祀トシアリ又支那要人祕書(護衞)等ニシテ
- 五、戰地ニ出張中ノ戰死、病死ハ個々ニ嚴選主義トシ大體保 留セラレアリ
- 一六、内地防衞部隊ニ於テ死歿セル者ハ敵機來襲シ戰鬪セル場 シアリ 合ノミ認メ(敵ノ爆彈ノミニ依ルヲ要セズ)其他ハ全部保留
- 七、鐵道關係ノ軍屬中ニハ本省ト鐵道省ト協定ノ上派遣シタ 鐵道其ノ他之ニ類スル鐵道等ニ勤務シ陸密軍屬トセル者(第 ル軍屬(第一)、現地軍ニ於テ雇傭シタル軍屬(第二)、華中 三) 等アリ
- 左記諸項ヲ顧慮シ第一、第二、第三ノ順ニ嚴選シアリ
- 故死亡、作戰線ノ保線保安ノ爲ノ事故作戰線破壞目的ヲ以1 作戰輸送間ノ事故死亡、作戰輸送及作戰線ノ建設中ノ事 テ攻撃セラレタル場合ノ事故
- 2 作戰協力目的達成ノ爲ニ止ムヲ得ズシテ犯シタル非衞生 ノ爲生ジタル病死
- 二〇、馬丁ハ一般ニ重視シアルモ關東軍司令部ノ分ハ認メアラ一九、陸軍通譯ハ傭人トハ全ク立場ヲ變へ一般ニ重視シアリ一八、野戰郵便關係者モ右ニ準ズ
- 二一、酒保商人ハ軍屬ノ身分ヲ以テ上申セル者アルモ詮議セズ (取締ノ必要上軍屬タル者多シ)
- 二二、在滿補給諸廠關係ノ軍屬病死ハ一般ニ不合祀トセリ 二三、在滿、在支共ニ給仕、小使、雜役夫、タイピストハ一般 ニ不合祀トセリ
- 二四、軍屬タル船舶關係者ノ戰死及作戰間ノ事故ハ合祀スルモ 單ナル輸送中ノ事故ハ一應不合祀トシテ保留シアリ

- 二五、宣撫班員ハ戰死セル場合ハ之ヲ認ムルモ其ノ他ハ一 之ヲ認メズ一般ニ陸密軍屬多シ 一般ニ
- ムルモ其ノ他ノ場合ノ死歿ハ詮議セズ又一般ニ本島人ノ合祀二六、軍夫ハ大體ニ於テ作戰行動ニ隨伴シ戰死セル者ハ之ヲ認 ハ昭和十八年春迄ハ保留セラレアリ
- 但シ軍屬ニシテ戰死、戰傷死セルモノハ一般軍屬ト同樣詮議

ス

二七、現地雇傭ノ病院看護婦ノ殉職セル者ハ個々ニ嚴選セリ、 但シ救護看護婦、救護醫員(共ニ赤十字社派遣)等ニシテ病 院船ニテ戦地--內地間往復途中患者ヨリ感染死亡セル者ノ

内勤務期間長期ノモノハ合祀ス

- 二八、從軍記者ノ部隊作戰行動隨伴中ノ戰死ハ大體認ム、但シ 單獨行動中ニ地雷ニ觸レタルガ如キ死歿、又ハ病死ハ認メズ、 又各新聞社ノ連絡員ハ之ヲ認メズ
- 二九、一般ニ陸密軍屬ハ軍屬ト爲スコトガ既ニ特別ノ恩典ニシ テ之ヲ悉ク最高恩典タル靖國神社合祀ニ浴セシムルハ稀有ニ リ無宣誓ノ儘放置シ死歿スルヤ陸密軍屬ト爲シタルモノアリ ニ重視詮議シアリ右ノ中ニハ部隊長ノ不注意ニ依リ長期ニ亙 シテ從來嚴選ニ嚴選ヲ重ネ大部分保留シアリ但シ通譯ハ相當

考

從來ニ於ケル特種死歿者ノ合祀、 不合祀、 後日詮議ノ事例左ノ如シ

	査							審			
否	後	"	11	11	"	11	"	後	合	合	合
	詮							詮	祀	祀	否
二、二六事件ノ不慮死	彈藥輸送中陸揚ノ際爆死	n	"	"	事變地二輸送途中病死	輸送途中大阪ニ於テ傳令ニ服務中不慮死	飛行機ノ空中輸送中不時着	"	飛行演習中墜落	事變當初作戰集中飛行中墜落	死 歿 事 由 ノ 大 要
內	朝	支	滿	朝	"	內	"	朝	滿	內	發 死 病 歿
地	鮮	那	洲	鮮		地		鮮	洲	地	地地
一步 等五 兵七	上步 等七 兵六	特務一等兵	伍步 二 長七	一 等 兵	一步等	上 等 兵七師後歩五大	曹 長 長 長 長	少飛佐九	伍飛 一 長六	大飛二尉大	所屬
× × ×	××××外七名	× × ×	× × ×	× × × ×	× × ×	× × × ×	× × ×	×××× 外二名	× × × ×	×××× 外三名	氏名

			例							事					
合	保	合	"	否	"	後	否	"	11	"	後	後	後	否	合
祀	留	祀				詮					詮	詮	詮		祀
昭和十二年八月九日死亡	昭和六年九月十五日匪賊ノ兇彈ニ斃ル	昭和六年九月十八日以前ノ死歿者	補充隊ニ於ケル教育訓練ニ於テ喝病死	罹病後三年以上經過	防空下令下ニ於ケル勤務ニ依ル不慮死	精神ニ異狀ヲ呈シ脱營土民ニ殺害サル	酒興ノ同僚ノ爲刺傷ヲ受ク	口論格鬪中不慮死	"	神經衰弱ニ基ク自殺	ノ確否ニ疑義アルモノ上陸戦闘及敵ノ觸雷等ニ依リ屍體收容シ得サリシモノ及收容	飛行機自爆	體ハ收容セサルモノ及收容セシト稱スルモ疑義アルモノ戦闘中行方不明トナリタルモ部隊長戰死確認又ハ認定但シ屍	自動二輪車運轉演習中不慮死	シテ轢死と大阪兵站司令部衞兵トシテ立哨中線路上ノ障碍ヲ取除カント
支	"	滿	"	內	內	支	關	"	支	滿	支	11	ノ支モ	11	"
那		洲		地	地	那	東州		那	洲	那		ンハン那		
陸 戰 隊 ××海軍大尉	歩 当	××少佐、××特務曹長	一步 等一 兵二 × × ×	一等 兵 × × ×	准關要塞司 × × ×	伍步 三 長四 × × × × ×	鐵司(鐵道手) ×××××	一等 兵 × × ×	一 等 兵 × × ×	中一族司 × × ×	次合祀手續	□ 【ヲ立證スル有力ナル資料アリター】 (レ列努セルニト半明シ或バ列努	正安 アノル・川目/成へ部分保留シアリ屍體收容	伍工 一 長大 × × ×	上 等 兵 × × ×

般へ通牒(昭和19年7月12日陸普第二六〇九号) 【五〇】戦傷、戦病等ノ定義適用ニ関スル件陸軍一

陸普第二六〇九號

戰傷、戰病等ノ定義適用ニ關スル件陸軍一般へ通牒

昭和十九年七月十二日 陸軍省副官 菅井斌麿

用シ昭和十七年陸普第二六五〇號ヲ適用セザルコトニ定メラ 左記地域ニ於テハ昭和十三年陸普第六三三一號ノ定義ヲ準

左 記

1 千島列島(根室諸島ヲ含ム) 但シ昭和十八年五月十三日以降トス

2 小笠原諸島 (硫黄列島ヲ含ム) 但シ昭和十九年二月一日以降トス

二 昭和十七年陸普第二六五〇號ハ昭和十九年六月十六日以降 之ヲ廢止セラル

六三三一號ヲ適用セラルルコトトナル念爲追テ本達ニ據リ內地ニ於ケル戰死、戰傷ニ就テモ陸普第